

主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要

国 名	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
仕入税額控除	インボイス（要保存）記載の税額により控除	インボイス（要保存）記載の税額により控除	インボイス（要保存）記載の税額により控除
発行資格・義務	事業者 ※免税事業者は税額記載不可。	事業者 ※免税事業者は税額記載不可。	登録納税義務者（登録番号が与えられる。） ※非登録事業者（免税事業者）は発行不可。
記 載 事 項	①年月日 ②供給者の住所・氏名 ③顧客の住所・氏名 ④財貨・サービスの内容 ⑤税抜対価 ⑥税額、適用税率 等	①年月日 ②供給者の住所・氏名 ③顧客の住所・氏名 ④財貨・サービスの内容 ⑤税抜対価 ⑥税額 等	①年月日 ②供給者の住所・氏名・登録番号 ③顧客の住所・氏名 ④財貨・サービスの内容 ⑤税抜対価 ⑥適用税率及び税額 等
免税事業者からの仕入れ	インボイス記載の税額がないため、仕入税額控除ができない。 免税事業者が税額記載した場合にも、税額控除不可。 （当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり。）	インボイス記載の税額がないため、仕入税額控除ができない。 免税事業者が税額記載した場合には、税額控除可。 （当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり。）	インボイスがないため、仕入税額控除ができない。 非登録事業者がインボイスを発行した場合にも、税額控除不可。 （当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり。）

[フランス]

[ドイツ]

GmbH

FRANCE SA

PARIS

otre Référence :

Attn : Monsieur

aris, le 11 mars 1999

FACTURE N°

VATコード

Düsseldorf

GmbH - Düsseldorf

Düsseldorf

Tel.

Fax

USTId Nr.

Quantité	Article	Prix Unitaire	Montant HT	Taux Remise	Code TVA
Commande N° 9900006 pour Votre Réception du 03/03/1999					
5	Coffret chocolats 250 gr	63.60	318.00	5.00	2
5	Coffret chocolats 375 gr	95.95	479.75	5.00	2
4	Coffret chocolats 500 gr	128.30	384.90	5.00	2
70	Boîte de 36 dougnons chocolat	47.45	3 321.50	5.00	2
70	Boîte de 36 Dougnons au lait	47.45	3 321.50	5.00	2
12	Boîte "PARIS" garnie de crêpes dentelle 200g	67.80	813.60	5.00	1
96	Set de 2 X 25 grs de thé Breakfast pomme	23.40	2 246.40	5.00	1
42	The Earl Grey boîte de 25 g	11.10	466.20	5.00	1
42	The N. 10 25g	11.70	491.40	5.00	1
42	The Darceing boîte de 25 g	11.70	491.40	5.00	1
40	Sac de café moulu de Par Arabica 250g	29.20	1 168.00	5.00	1
10	Boîte de présentation 1 mini-pot (le cent)	132.00	1 320.00		2
1 050	Sac en papier 11 200*260*120	0.05		Offert	
1	Frais de livraison PARIS	100.00		Offert	

Total HT 14 822.65 FF

Remise 675.15 FF

Net HT 14 147.50 FF

Tva 1 : 5.50 % - Base HT : 5393.15 F 296.62 FF

Tva 2 : 20.60 % - Base HT : 8754.35 F 1 803.40 FF

Net à Payer 16 247.52 FF

Valeur en Euro : 2476.92 Euros

Chèque (Paiement) 6 5595 1

Faire à joindre à votre règlement

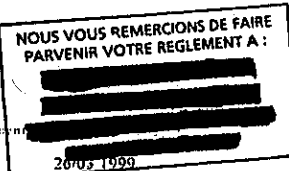
Facture N°

Compte N°

FRANCE SA

Date Facture : 11 03 1999

Net à Payer : 16247.52 FF



Date de règlement

20/05/1999

MAISON DE GASTRONOMIE FONDÉE EN 1862

SOCIÉTÉ NOUVELLE GASTRONOMIE

100 RUE SAINT-BONNET 33000 PARIS - TÉLÉPHONE : 01 47 33 11 11 - TÉLÉCOPIÉ

標準税率コード番号

Rechnung 04

Datum 06.04.1998

軽減税率コード番号

Endabrechnung

Zählerstand per 16.02.1998 10240

Zählerstand per 06.04.1998 10683

Anzahl Kopien 443 x DM 0,25

DM 110,75

軽減税率適用の税額

標準税率適用の税額

DM 110,75

DM 17,72

DM 128,47

16 % MWST.

Zahlbar netto bei Rechnungserhalt

Rechnungsbetrag DM

Eigentumsvorbehalt bis zur vollständigen Bezahlung

Reklamationen schriftlich sofort, spätestens 3 Tage nach Erhalt der Ware

Geschäftsführer:

Bankverbindung:

[イギリス]

A FULL TAX INVOICE

ANY TRADER LTD

Any Street, Any Town
VAT No 987 6543 21

Sales Invoice No 174
Date 18/04/97
Tax Point 18/04/97

To: N. Obody, 222 The High Street
London NE7 4PT

Quantity	Description and Price	£ Net of VAT	VAT Rate	Net VAT
6	Radios, SW15 @ £25.20	151.20		
4	Record Players @ £23.60	94.40		
6	Lamps, T77 @ £15.50	93.00	17.5	56.29*
		338.60		
	Delivery (Strictly Net)	9.00	17.5	1.57

Total (Net) 347.60 Total VAT 57.86

Terms: Cash discount
of 5% if paid within
30 days

VAT 57.86

TOTAL £405.46

*£56.29 is not 17.5% of £338.60. This is due to the 5% cash discount offered. This type of discount must be made available to all your customers, not just trade, and not be conditional upon future sales/purchases. If such an offer is made, you need only account for the VAT on the discounted amount, irrespective of whether your customer takes up the discount or not. In this instance the discount is 5%, therefore the VAT is calculated as £338.60 x 95% x 17.5% = £56.29.

[日 本]

請 求 書 11 年 10 月 25 日 No. A-3581

株式会社〇〇商事 様

株式会社△△商事
秋田県霞が関3-1-1

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額		税率		消費税額等	
¥ 1,050,000-		5 %		50,000	
月 日	品 名	数 量	単 価	金 額 (税抜・税込)	摘 要
10 7	1 パソコン	5	180,000	900,000	
18	2 CDプレーヤー	8	5,000	40,000	
20	3 プリンター	3	20,000	60,000	
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
合 計				1,000,000	

消費税の中小特例制度の改正の推移

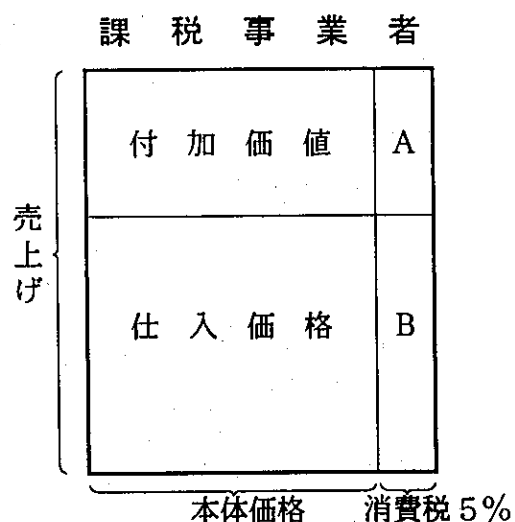
【創設時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革等】 (注) 平成9年4月施行
①免税点制度 適用上限3000万円		資本金1000万円以上の新設法人は不適用
②簡易課税制度		
○適用上限 5億円	→ 4億円	→ 2億円
○みなし仕入率 90%、80%の2区分	→ 90%、80%、70%、 60%の4区分	→ 90%、80%、70%、60%、 50%の5区分 ↳ (不動産業、運輸・通信業、 サービス業)
③限界控除制度 適用上限6000万円	→ 5000万円	→ 制度の廃止

売上階級別事業者数（試算）〔平成８年度〕－未定稿－

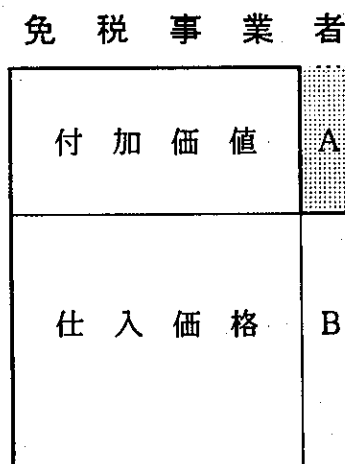
区 分		事 業 者 数	構 成 比
免 税 事 業 者		万 者 3 7 8	% 6 1 . 8
課 税 事 業 者	[課 税 売 上 階 級]		
	～ 3,000 万 円	2 9	4 . 7
	～ 1 億 円	1 0 6	1 7 . 4
	～ 2 億 円	4 1	6 . 7
	2 億 円 超	5 8	9 . 5
	小 計	2 3 3	3 8 . 2
合 計		6 1 1	1 0 0 . 0

- （備考） 1. 平成８年度の会社標本調査、事業所統計調査報告書等
等 を 基 に し た 推 計 で あ る 。
2. 免 税 事 業 者 に は 、 個 人 農 業 は 含 ま れ て い な い 。

免税事業者と価格問題について



- 消費税が課税されると事業者は A + B の値上げを行い、納税者として A の納税を行う。(B は仕入価格が高くなるという形で負担済)

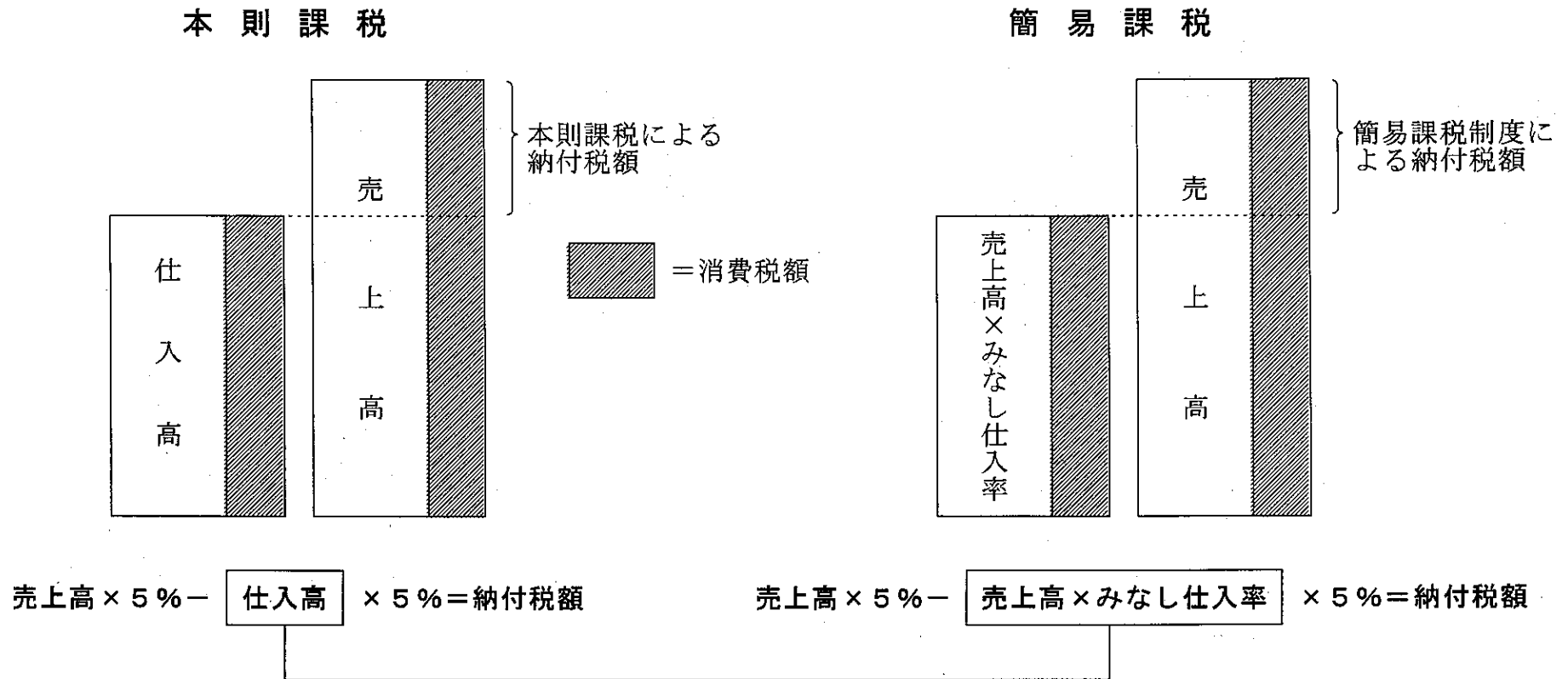


- 免税事業者は A の納税を行う必要がないので、仕入価格が高くなった分だけ、つまり B の値上げを行う。
- この場合、免税事業者が消費税の課税を理由として A + B の値上げを行ったとすると、A はその事業者のポケットに残る、つまり益税が発生する。

【消費税転嫁の原則】

- 上記の比較より、消費税の適正な転嫁をしつつ益税の発生を防ぐためには、
 - (イ) 「事業者は、消費税の課税によって(自分の付加価値について)直接又は(仕入価格の上昇を通じて)間接に負担が増加するので、その分の値上げを行う」
 - (ロ) 「免税事業者は、消費税の課税によって間接に負担が増加するので、その分の値上げを行う」
 ことを確保する必要がある。

簡易課税制度について



- 簡易課税制度＝売上高だけから納付税額を計算する制度
- みなし仕入率＝事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸 売 業	小 売 業	製 造 業 等	サービ業等	そ の 他 事 業
90%	80%	70%	50%	60%

(注) サービス業等とは、サービス業、運輸・通信業、不動産業をいう。

簡易課税制度の適用状況（平成9年度）

区 分 課税売上階級	申 告 件 数			課 税 売 上 高		
	うち			うち		
	簡 易 課 税 申 告	適用割合累計		簡 易 課 税 申 告	適用割合累計	
	千件	千件	%	兆円	兆円	%
～ 3,000万円以下	303	165	6.9	5	3	0.2
3,000万円超 ～ 1 億円以下	1,066	740	38.0	60	41	3.2
1 億円超 ～ 2 億円以下	415	253	48.6	58	35	5.8
2 億円超 ～	597	124	53.9	1,263	37	8.4
合 計	2,381	1,282	—	1,386	116	—

（備考） 1. 平成9年度の消費税申告実績から特別集計したものである。

2. 消費税率の引上げと併せて実施された簡易課税制度の改正（適用上限の引下げ（4億円→2億円）、みなし仕入率の細分化（4区分→5区分））は、平成9年4月1日以後開始する課税期間から適用されている。

簡易課税制度の適用状況

(1) 適用件数

区 分 課税売上階級		平成 元年度	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度
		適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計
～ 3,000万円以下		6.9	5.7	6.1	7.0	8.4	8.5	8.0	7.4	6.9
3,000万円超	～ 1億円以下	44.2	42.7	42.0	41.1	41.2	41.0	40.3	38.8	38.0
1億円超	～ 2億円以下	57.5	56.7	55.8	53.7	52.6	52.1	51.3	49.7	48.6
2億円超	～ 3億円以下	62.5	62.1	61.1	58.6	56.8	56.2	55.4	53.8	53.9
3億円超	～ 4億円以下	65.0	64.9	64.1	60.9	58.5	57.8	57.1	55.5	
4億円超	～ 5億円以下	66.4	66.6	65.7	62.4	59.2	58.4	57.8	56.3	
5億円超	～	67.7	68.0	67.1	)	)	)	)	)	)

(2) 適用課税売上高

区 分 課税売上階級		平成 元年度	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度
		適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計	適用割合累計
～ 3,000万円以下		0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
3,000万円超	～ 1億円以下	3.4	3.6	3.5	3.5	3.5	3.5	3.4	3.3	3.2
1億円超	～ 2億円以下	6.2	6.8	6.6	6.4	6.4	6.3	6.0	6.0	5.8
2億円超	～ 3億円以下	8.0	8.9	8.7	8.4	8.2	8.0	7.7	7.7	8.4
3億円超	～ 4億円以下	9.3	10.5	10.3	9.7	9.2	9.0	8.6	8.7	
4億円超	～ 5億円以下	10.2	11.8	11.5	11.2	9.8	9.7	9.4	9.4	
5億円超	～	11.7	13.3	13.1	)	)	)	)	)	)

- (備考) 1. 各年度の消費税申告実績から特別集計したものである。
 2. 課税売上階級は、各年度の課税売上高によっている(簡易課税制度の適用上限は、基準期間の課税売上高によって判定する。)

主要国の付加価値税における中小事業者に対する特例措置の概要

	日 本	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
免税点の水準	前々課税期間の課税売上高 3,000万円	当暦年の売上高 前暦年の売上高 400万円 350万円	当暦年の売上高 前暦年の売上高 670万円 218万円	当月の直前1年間の課税売上高 当月以後1年間間の課税売上高 979万円 941万円
簡易課税制度の適用上限	前々課税期間 2億円	なし フォルフェ制度（協約課税制度）は平成11年1月より廃止。	（平均率課税制度） 前 暦 年 804万円	特定の小売業者に対して売上税額の簡便な計算を認める特例は存在するが、我が国のような仕入控除税額の計算の特例は設けられていない。

- （備考）
1. フランス及びドイツの免税点制度は、前暦年及び当暦年の年間売上高の要件をいずれも満たしている場合に適用。ただし、フランスでは物品販売・宿泊施設業の場合、年間売上高が前暦年1000万円かつ、当暦年1100万円以下の場合に適用。
 2. イギリスの免税点制度は、当月の直前1年間と当月以後1年間の課税売上高の要件のいずれかを満たしていれば適用。ただし、当該課税年度中のいずれか30日間の課税売上高が979万円を超えた場合は、その30日間の初日から課税事業者となる。
 3. 邦貨換算には、次の換算率を用いた。1フラン＝20円、1マルク＝67円、1ポンド＝192円

消費税の申告・納付制度の改正の推移

	【導入時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革】 (注) 平成9年4月施行	前課税期間 の年税額
年4回 { 確定申告 1回 中間申告 3回 }		500万円超	400万円超	500万円 400万円
年2回 { 確定申告 1回 中間申告 1回 }	60万円超	500万円以下 60万円超	400万円以下 48万円超	60万円 48万円
年1回 (確定申告 1回)	60万円以下	60万円以下	48万円以下	
消費税率	3%		4% (注)	

(注) 地方消費税（消費税率換算1%相当）と合わせた税率は5%。

価格表示方法について（政府税制調査会答申抜粋）

○ 「今後の税制のあり方についての答申」（平成5年11月）

二 消費課税

1 消費税

(7) 消費税と価格の関係

② 現在、事業者間では、仕入税額控除の便宜ということもあり、いわゆる外税方式が主流となっている。このため、転嫁が円滑に進んでいるものと考えられる。

他方、小売段階における表示の方法は、業種等により様々である。このため、消費者にとって非常に煩わしいとの声が多いことも事実である。したがって、表示の問題については、消費者の便宜の観点からも検討する必要がある。このような観点からすれば、個々の商品の最終的な支払総額が何らかの形で表示されることが望ましいのではないかとも考えられる。

いずれにせよ、税額を明示するか否かということは、取引における価格表示の問題であり、いずれの方式によるかは、基本的には各事業者が上記の観点等を踏まえて自主的に選択すべきものであって、一律に法律で義務付けるといった性格のものではないと考えられる。

○ 「税制改革についての答申」（平成6年6月）

第四 消費課税の充実

1. 基本的考え方

(3) 消費税率が引き上げられる場合には、あらためて、消費税と価格の関係について確認されることが望ましい。その詳細は「中期答申」において整理されているところであるが、これを要約すれば、以下のとおりである。

⑤ 税額を明示するか否かということは、各事業者が自主的に選択すべきものであるが、消費者の便宜の観点からすれば、個々の商品の最終的な支払総額が何らかの形で表示されることが望ましいのではないかとも考えられる。

価格表示方式の諸類型

○ 10,000円

(店内等に「別途消費税等(5%)をいただきます」等の表示)

○ 10,000円(+消費税等500円)

10,000円(税込10,500円)

○ 10,500円(うち消費税等500円)

10,500円(本体価格10,000円)

10,500円(本体価格10,000円、消費税等500円)

10,500円(税込)

○ 10,500円

(店内等に「当店の価格には消費税等(5%)が含まれています」等の表示)

総額表示方式

主要国の付加価値税の消費者に対する税額表示の状況

1. 付加価値税を実施しているフランス、ドイツ、イギリスにおける価格表示の方法はいずれの国でも、最終消費者に対してはほとんどが「税込み」価格表示、一方、事業者間取引では「税抜き」価格表示が通例。
2. 価格表示の方法については、付加価値税法を含め「税法」上の規制はない。また、税務当局においても価格表示の方法に関する指導等を行っていない。
3. ただ、「消費者保護の観点から行われる価格表示に関する規制」の中に、消費者が購入決定後に表示価格を超える負担を求められることのないよう、消費者に対する価格表示は付加価値税込みとしなければならない旨の定めがある（下掲）。なおEC指令においても、消費者保護の見地から、小売価格の表示は税込みの最終価格とするよう、メンバー国に求めている（注）。
この場合、価格に含まれる税額相当分を併せて示すことも可能である。

	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
価 格 表 示 に 関 する 規 制	価格についての消費者 の情報に関する経済省令 (経済財政産業省所管)	価 格 提 示 規 則 (経済省所管)	価格表示指導要綱 (貿易産業省所管)
(根拠法令)	・ 政府に経済分野の諸措置を講じることを授權する法 ・ 価格及び競争の自由に関するオルドナンス (委任立法権限に基づく緊急政令)	価 格 提 示 法	消 費 者 保 護 法

(注) 「消費者向け商品価格表示に関する消費者保護についての指令」

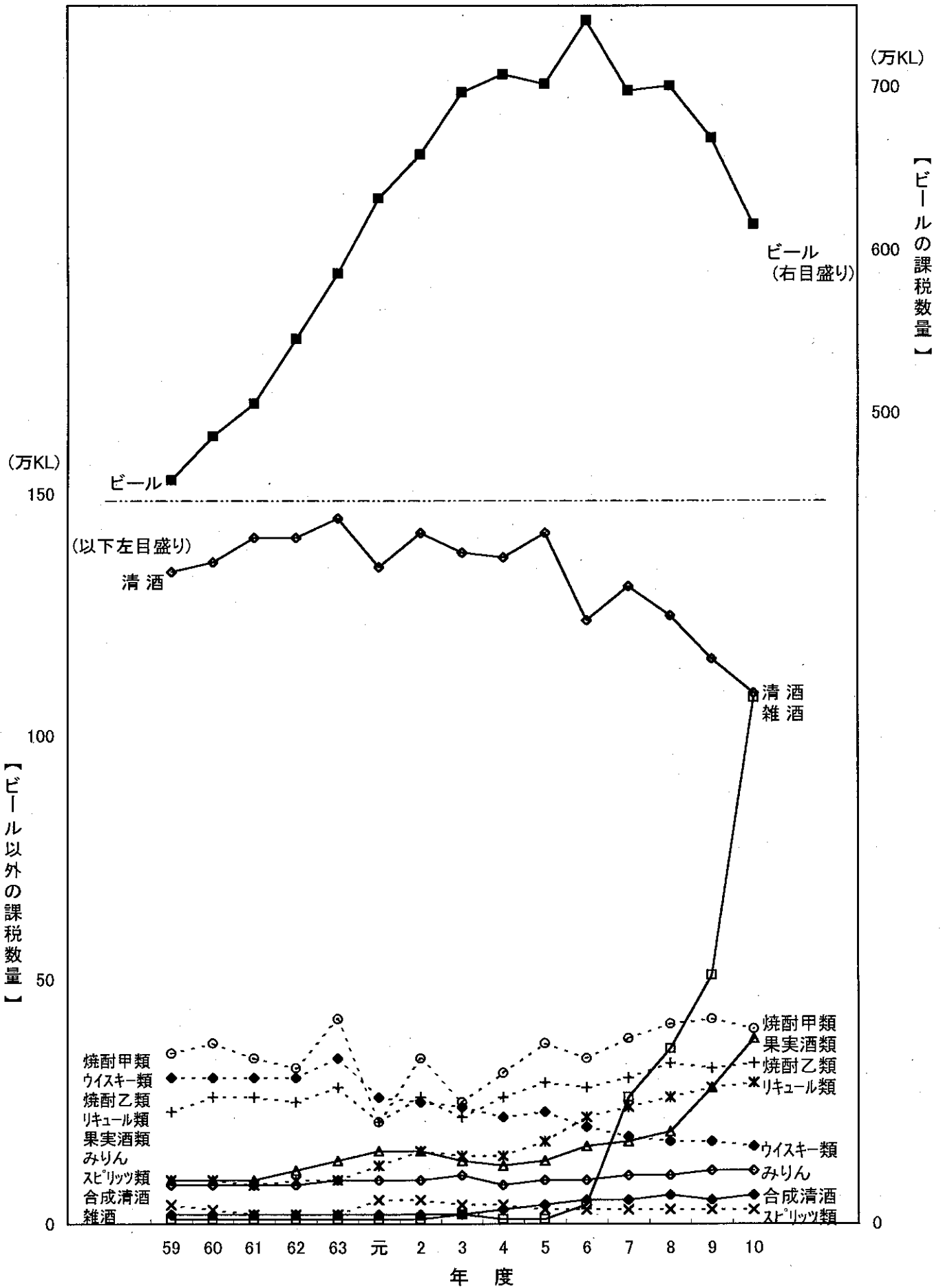
Ⅲ 酒税関係

酒税の課税実績（平成10年度概数）

区 分	課税数量	構成比	課税額	構成比
	千 <i>kl</i>	%	億円	%
清 酒	1,093.7	10.8	1,412	7.4
合 成 清 酒	55.0	0.5	39	0.2
しょうちゅう甲類	400.1	4.0	918	4.8
しょうちゅう乙類	330.8	3.3	551	2.9
小 計	730.9	7.2	1,470	7.7
み り ん	109.7	1.1	24	0.1
ビ ー ル	6,164.8	61.0	13,653	71.9
果 実 酒 類	384.6	3.8	219	1.2
ウ イ ス キ ー 類	162.9	1.6	657	3.5
ス ピ リ ッ ツ 類	25.3	0.3	85	0.4
リ キ ュ ー ル 類	288.4	2.9	295	1.6
雑 酒	1,084.6	10.7	1,144	6.0
合 計	10,099.8	100.0	18,997	100.0

（備考）国税庁調べ（平成10年度3月分酒税課税状況表）による。

酒類別の課税数量の推移



酒税の税率（現行法；本則ベース）

区 分		基 準 アルコール分	1 ㎏ 当 たり 税 率	ア ル コ ー ル 分 1 度 当 たり 税 率
清	酒	度 15.0	円 140,500	円 9,367
合	成 清 酒	15.0	79,300	5,287
し ょ う ち ゅ う	しょうちゅう甲類	25.0	248,100	9,924
	しょうちゅう乙類			
み	り ん	13.5	21,600	1,600
ビ	ー ル	(5.0)	222,000	44,400
果 実 酒 類	果 実 酒	(12.0)	56,500	4,708
	甘 味 果 実 酒	12.0	98,600	8,217
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	40.0	409,000	10,225
	ブ ラ ン デ ー			
ス ピ リ ッ ツ 類	ス ピ リ ッ ツ	37.0	367,188	9,924
	原料用アルコール			
リ キ ュ ー ル 類		12.0	119,088	9,924
雑 酒	発泡酒（麦芽50%以上）	(5.0)	222,000	44,400
	〃（麦芽25～50%未満）	(5.0)	152,700	30,540
	〃（その他）	(5.0)	105,000	21,000
	粉 末 酒	—	320,500	—
	その他の雑酒（みりん類似）	13.5	21,600	1,600
	〃（その他）	12.0	98,600	8,217

- (注) 1. しょうちゅう乙類に平成12年9月30日まで適用される税率は、1 ㎏ 当たり 199,400円（アルコール分1度当たり 7,976円）である。
2. ビール、果実酒及び発泡酒の基準アルコール分は、平均的なアルコール分である。
3. 個々の酒類に対する税率は、そのアルコール分に応じて加減算される。（ただし、ビール、果実酒及び発泡酒を除く。）

酒 税 の 税 率 の 推 移

(円 / kl)

種 類・品 目		基準アルコール分 (度)	元. 4. 1	4. 4. 1	6. 5. 1	8.10. 1	9.10. 1	10. 5. 1	10.10. 1	12.10. 1
清 酒		15.0	184,300 117,000	133,700	140,500					
合 成 清 酒		15.0	65,700		79,300					
焼 酎	しょうちゅう甲類	25.0	119,800		155,700		201,900	248,100		
	しょうちゅう乙類		70,800		102,100		150,700		199,400	248,100
み り ん		13.5	21,600							
ビ ー ル		(5.0)	208,400		222,000					
果実酒類	果 実 酒	(12.0)	46,300		56,500					
	甘 味 果 実 酒	12.0	85,000		98,600					
ウイスキー類		40.0	982,300				551,000	409,000		
スピリッツ類		37.0	331,400		367,300		367,188			
リキュール類		12.0	85,000		98,600		119,088			
酒	発 泡 酒									
	67%以上	(5.0)	208,400		222,000	麦芽50%超 222,000				
	67~25%	(5.0)	143,400		152,700	50~25% 152,700				
	25%未満	(5.0)	78,300		83,300	105,000				
	粉 末 酒	—	276,400		320,500					
	そ の 他 の 雑 酒									
	みりん類似	13.5	21,600							
	その他のもの	12.0	85,000		98,600					

- (備考) 1. 左欄の種類・品目は、平成元年の抜本改革以降の制度を基準とした。
 2. 平成元年の清酒の税率は、経過措置による平成4年3月31日までのものであり、上段は1級（旧特級及び旧1級）、下段は2級の税率である。
 3. ビール、果実酒及び発泡酒の基準アルコール分は、平均的なアルコール分である。
 4. 平成8年以降の発泡酒の税率は、租税特別措置によるものである。

主要酒類の小売価格（消費税抜き）に占める酒税負担割合の推移

（単位：円、％）

		平元. 4. 1 (抜本後)	2. 3	3. 3	4. 4	6. 3	6. 5	6. 10	9. 4	9. 10	10. 5 (7. 10. 10) (現行)
清 酒 (旧 1 級) (15度 1.8ℓ)	小売価格 税 額 負担割合	1,699.03 331.74 19.5	→	1,815.54 331.74 18.3	1,728.16 240.66 13.9	1,825.25 240.66 13.2	1,834.96 252.90 13.8	→	1,834.29 252.90 13.8	→	→
しょうちゅう甲類 (25度 1.8ℓ)	小売価格 税 額 負担割合	1,058.26 215.64 20.4	→	1,135.93 215.64 19.0	→	→	1,203.89 280.26 23.3	→	1,203.81 280.26 23.3	1,286.67 363.42 28.2	1,369.53 446.58 32.6
〃 乙類 (いも25度 1.8ℓ)	小売価格 税 額 負担割合	1,087.38 127.44 11.7	→	1,165.05 127.44 10.9	→	→	1,310.68 183.78 14.0	→	1,310.48 183.78 14.0	1,398.10 271.26 19.4	1,486.67 358.92 24.1
ビ ー ル (633ml)	小売価格 税 額 負担割合	291.27 131.91 45.3	310.68 131.91 42.5	→	→	→	320.39 140.52 43.9	→	320.96 140.52 43.8	→	→
果 実 酒 (720ml)	小売価格 税 額 負担割合	796.12 33.33 4.2	→	825.25 33.33 4.0	→	→	834.96 40.68 4.9	776.70 40.68 5.2	780.00 40.68 5.2	→	→
ウイスキー(旧 1 級) (40度720ml)	小売価格 税 額 負担割合	1,728.16 707.25 40.9	→	→	→	→	1,728.16 707.25 40.9	→	1,729.53 707.25 40.9	1,409.53 396.72 28.1	(640ml) 1,180.00 261.76 22.2
発 泡 酒 (麦芽25%未満) (350ml・缶)	小売価格 税 額 負担割合						(8. 5) 145.64 29.15 20.0	(8. 10) 145.64 36.75 25.2	144.77 36.75 25.4	→	→
摘 要		元. 4. 1 酒税制度 の見直し	コスト・ アップ値 上げ	コスト・ アップ値 上げ	清酒級別 制度の経 過措置期 限切れ	コスト・ アップ値 上げ	6. 5. 1 税負担の 適正化	果実酒の 規格変更 (8. 10 発 泡酒特例)	消費税引 上げによ る価格改 訂	WTO勧告に対応す るための改正	

（備考）平成9年3月までの小売価格は、メーカー希望小売価格（税込み）から消費税相当分(3/103)を減算し、平成9年4月以降の小売価格は、メーカー希望小売価格（税抜き）に消費税を加算（円未満切捨て）した後、消費税相当分(5/105)を減算した。

主要酒類の小売価格（消費税込み）に占める税負担割合の推移

（単位：円、％）

		平成 4. 1 (抜本後)	2. 3	3. 3	4. 4	6. 3	6. 5	6.10	9. 4	9.10	10. 5 (7.10.10) (現行)
清 酒 (旧 1 級) (15度 1.8ℓ)	小売価格 税 額 負担割合	1,750 382.71 21.9	→	1,870 386.20 20.7	1,780 292.50 16.4	1,880 295.41 15.7	1,890 307.94 16.3	→	1,926 344.61 17.9	→	→
しょうちゅう甲類 (25度 1.8ℓ)	小売価格 税 額 負担割合	1,090 247.38 22.7	→	1,170 249.71 21.3	→	→	1,240 316.37 25.5	→	1,264 340.45 26.9	1,351 427.75 31.7	1,438 515.05 35.8
〃 乙類 (いも25度 1.8ℓ)	小売価格 税 額 負担割合	1,120 160.06 14.3	→	1,200 162.39 13.5	→	→	1,350 223.10 16.5	→	1,376 249.30 18.1	1,468 341.16 23.2	1,561 433.25 27.8
ビ ー ル (633ml)	小売価格 税 額 負担割合	300 140.64 46.9	320 141.23 44.1	→	→	→	330 150.13 45.5	→	337 156.56 46.5	→	→
果 実 酒 (720ml)	小売価格 税 額 負担割合	820 57.21 7.0	→	850 58.08 6.8	→	→	860 65.72 7.6	800 63.98 8.0	819 79.68 9.7	→	→
ウイスキー(旧 1 級) (40度720ml)	小売価格 税 額 負担割合	1,780 759.09 42.6	→	→	→	→	1,780 759.09 42.6	→	1,816 793.72 43.7	1,480 467.19 31.6	(640ml) 1,239 320.76 25.9
発 泡 酒 (麦芽25%未満) (350ml・缶)	小売価格 税 額 負担割合						(8.5) 150 33.51 22.3	(8.10) 150 41.11 27.4	152 43.98 28.9	→	→
摘 要		元. 4. 1 酒税制度 の見直し	コスト・ アップ値 上げ	コスト・ アップ値 上げ	清酒級別 制度の経 過措置期 限切れ	コスト・ アップ値 上げ	6. 5. 1 税負担の 適正化	果実酒の 規格変更 (8.10 発 泡酒特例)	消費税引 上げによ る価格改 訂	WTO勧告に対応す るための改正	

- （備考） 1. 平成9年3月までの小売価格は、メーカー希望小売価格（税込み）であり、平成9年4月以降の小売価格は、メーカー希望小売価格（税抜き）に消費税を加算（円未満切捨て）した金額である。
 2. 税額は、酒税と消費税の合計税額である。

IV たばこ税等関係

たばこ税等の税率

区 分 種 類	たばこ税	地 方 た ば こ 税			小 計	たばこ特別税	合 計
		道 府 県	市 町 村	計			
紙 巻 た ば こ	(円/千本) 2,716	(円/千本) 868	(円/千本) 2,668	(円/千本) 3,536	(円/千本) 6,252	(円/千本) 820	(円/千本) 7,072
パイプたばこ							
葉巻たばこ							
刻みたばこ かみ用及びかぎ用の製造たばこ							
旧3級品の紙巻たばこ	1,289	413	1,266	1,679	2,968	389	3,357
平成11年度予算 ・ 地方財政計画額	(億円) 8,960	(億円) 2,739	(億円) 8,589	(億円) 11,328	(億円) (20,288)	(億円) 2,675	(億円) (22,963)

(注) 1 たばこ特別税は平成10年12月1日から施行。

また、恒久的な減税の実施に伴い、地方財政の円滑な運営に十分配慮するとの観点から、当分の間の措置として、国のたばこ税の税率が引き下げられ、同額、地方のたばこ税の税率が引き上げられた。(平成11年5月1日から施行。410円/千本(旧3級品は195円/千本))

2 パイプたばこ及び葉巻たばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。

3 旧3級品の紙巻たばこは、エコー(150円)、わかば(160円)、しんせい(150円)、ゴールデンバット(110円)、バイオレット(150円)及びウルマ(160円)の6銘柄の紙巻たばこをいう。

紙巻たばこの税負担割合等の推移（旧３級品を除く）

年 度	平均価格	消費税額	消費税抜き			合 計 税 額 (たばこ税・消費税) の負担割合
			平 均 価 格	国・地方の たばこ税額	たばこ税の 負 担 割 合	
元	円／20本 224.80	円 6.54	円／20本 218.26	円 125.04	% 57.3	% 58.5
2	226.01	6.58	219.43	125.04	57.0	58.2
3	227.45	6.62	220.83	125.04	56.6	57.9
4	228.40	6.65	221.75	125.04	56.4	57.7
5	229.31	6.67	222.64	125.04	56.2	57.4
6	230.15	6.70	223.45	125.04	56.0	57.2
7	230.57	6.71	223.86	125.04	55.9	57.1
8	231.01	6.72	224.29	125.04	55.7	57.0
9	239.09	11.38	227.71	125.04	54.9	57.1
10(4~11)	239.04	11.38	227.66	125.04	54.9	57.1
10(12~3)	257.79	12.27	245.52	141.44	57.6	59.6

（注）平成10年12月以降のたばこ税にはたばこ特別税を含む。

主 な 紙 巻 た ば こ の 税 負 担 割 合 等

小 売 定 価	消費税額	消費税抜き 小 売 価 格	国 税		地 方 税		たばこ税 の合計額	負担割合	合計税額 (たばこ税・消費税)	負担割合
			たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税	市町村たばこ税				
250円 (20本入り) 〔例：マイルドセブン、 ラクマイルド等〕	円 11.90	円 238.10	円 54.32	円 16.40	円 17.36	円 53.36	円 141.44	% 59.4	円 153.34	% 61.3
260円 (20本入り) (例：キャビンマイルド等)	円 12.38	円 247.62	円 54.32	円 16.40	円 17.36	円 53.36	円 141.44	% 57.1	円 153.82	% 59.2

紙巻たばこの販売数量の推移

年 度	国 産	輸 入	合 計	前年度比
				%
元	2,677 億本	461 億本	3,138 億本	102.4
2	2,709	511	3,220	102.6
3	2,741	543	3,284	102.0
4	2,727	561	3,287	100.1
5	2,729	596	3,325	101.1
6	2,689	655	3,344	100.6
7	2,637	710	3,347	100.1
8	2,706	777	3,483	104.1
9	2,546	735	3,280	94.2
10	2,576	790	3,366	102.6